

ハッピー愛ランド（指定特定施設）運営規程

（指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北信福祉会が設置経営するハッピー愛ランド（指定特定施設）（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護の事業の運営等に関して必要な事項を定め、もって施設の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（運営方針）

第2条 施設は、入居者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自立尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活が営まれるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、災害等緊急時の対応などサービスに万全を期すると共に、入居者及び身元保証人から信頼される事業運営を目指して公平・公正なサービスの実現をすることを運営方針とします。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ハッピー愛ランド（指定特定施設）
- (2) 所在地 福島県福島市南矢野目字オノ後6番2

（利用定員等）

第4条 施設の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 60名
- (2) 居室数 56室（1人用居室：52、2人用居室：4）

2 施設は、前項の利用定員及び居室数を超えて運営してはならない。ただし、災害、虐待等やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

（介護予防の事業との一体的運営）

第5条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を一体的に運営する。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 施設に配置する従業者、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
施設全般の業務を統括する。
- (2) 生活相談員 1 名以上
指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の入退去、生活相談及び援助の企画立案及び実施に関する業務に従事する。
- (3) 介護職員 17 名以上
◆確認事項：入居者の現状（一般入居者：2 人、要介護者： 50 人、要支援者： 8 人）
利用者の日常生活の介護、相談及び援助に関する業務に従事する。
- (4) 看護職員 1 名以上
利用者の日常的な健康管理及び疾病予防のための必要な医療的処置等に関する業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持し、及びその減退を防止するための訓練指導に関する業務に従事する。
- (6) 計画作成担当者 1 名以上
利用者の特定施設サービス計画の作成、変更等介護支援に関する業務に従事する。
- (7) 栄養士 1 名 以上(兼務)
給食管理及び利用者の栄養指導に関する業務に従事する。
- (8) 事務職員 1 名以上（兼務）
施設の庶務及び会計の業務に従事する。

（協力医療機関等）

第 7 条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、次に掲げる医療機関を協力医療機関又は協力歯科医療機関として指定する。

- (1) 済生会福島総合病院
- (2) 福島第一病院
- (3) あづま脳神経外科病院
- (4) 福島西部病院
- (5) しのぶ病院
- (6) 北福島医療センター
- (7) 伊達デンタルクリニック

（勤務体制の確保）

第 8 条 施設は、当該施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供する。ただし、当該施設が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

2 施設は、利用者に対し適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるように、別に定めるところにより、従業者の勤務体制を確保する。

(施設の設備等)

第9条 施設に備え付ける設備の内容等は、次に掲げるとおりとする。

(1)	居室(介護居室)	5 6
(2)	一時介護室	1 併設施設兼用
(3)	談話室、娯楽室又は集会室食堂	2 専用設備
(4)	食堂	2 専用設備
(5)	浴室	2 専用設備
(6)	機能訓練室	1 兼用設備
(7)	洗面所	3 専用設備
(8)	便所	4 専用設備
(9)	調理室	1 併設施設兼用
(10)	面談室	1 併設施設兼用
(11)	洗濯室	1 専用設備
(12)	宿直室	1 併設施設兼用
(13)	事務室	1 併設施設兼用

(衛生管理等)

第10条 施設は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に管理し、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 施設は、当該施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (4) 従業者を対象とする感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練をそれぞれ年2回実施すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(内容及び手続の説明及び同意並びに契約の締結)

第11条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供に先立ち、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方

法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供に先立ち、利用者が提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の介護保険被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、入居申し込みの際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるように、必要な援助を行う。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第14条 施設は、正当な理由なく利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。

2 施設は、利用者が指定特定施設入居者生活介護に代えて、当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げない。

3 施設は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を必要とする者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な対応を取る。

4 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努める。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第15条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第3項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行わなければならない。

3 施設の従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、

利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、薬物の投与等の方法により利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
- 5 施設は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、事前に利用者及びその家族に対して行動制限の根拠、その態様、見込まれる期間(時間)について説明を行い、文書により同意を得る。
- 6 施設は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、利用者に身体拘束等を行うことを決定した者の氏名、行動制限の根拠、その態様、見込まれる期間(時間)及び実施された期間(時間)、その際の利用者の心身の状況、施設が行った利用者及びその家族に対する説明の時期、その内容及び質疑応答等の内容等を記録する。
- 7 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催すること。
 - (2) 前号の開催結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回実施すること。

(特定施設サービス計画の作成)

- 第16条 施設の管理者は、計画作成担当者(第6条第6号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たって、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の施設従業者と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供するうえでの留意事項等を記載した計画(この規程において「特定施設サービス計画」という。)の原案を作成しなければならない。
 - 4 計画作成担当者は、前項の特定施設サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明を行い、文書により同意を得るとともに、作成された特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後において、他の施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利

利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第17条 施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、次に掲げる介護の区分に応じ、当該各号に定める援助等を適切な技術をもって行う。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 入浴又は清拭 | 自ら入浴が困難な利用者に対して適切な方法により1週間に2回以上実施 |
| (2) 排せつ | 利用者の心身の状況に応じて排せつの自立について必要な援助 |
| (3) おむつの使用 | 利用者が使用するおむつの取替え |
| (4) 褥瘡の発生防止 | 必要に応じて定期的な体位の交換等 |
| (5) その他の介護 | 食事、離床、着替え、整容、寝具の交換等その他日常生活上必要な世話 |

(機能訓練)

第18条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第19条 施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

(利用者の家族との連携等)

第21条 施設は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(サービス提供記録)

第22条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び

入居している施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、それぞれ利用者の介護保険被保険者証に記載する。

- 2 施設は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用料等の受領)

第23条 施設が利用者に提供した指定特定施設入居者生活介護の利用料（以下「利用料」という。）の額は、法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額」という。）とする。

- 2 施設は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第5号に規定する法定代理受領サービス（以下「法定代理受領サービス」という。）に該当する指定特定施設入居者生活介護の提供に要した費用について、利用者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額を限度に、利用者に代わって市町村から支払いを受ける。

- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した場合は、その利用者から利用料の一部（以下「利用者負担金」という。）として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 4 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合は、利用者から支払いを受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 5 前3項の規定により支払を受ける額のほか、施設は、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

- (2) おむつ代

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 6 第3項の利用者負担金及び第5項に規定する費用（以下「利用者負担金等」という。）の額は、別に定めるところによる。

- 7 施設は、前項の利用者負担金等の額に係るサービスの提供にあたって、あらかじめ、利用者及びその家族等に対し、当該サービスの内容及び利用者負担金等の額を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得る。

(サービスの内容等の変更)

第24条 施設は、介護保険法等関係法令の改正、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が生じた場合は、前条第7項のサービスの内容及び利用者負担金等を変更することができる。

2 前項の場合において、利用者及びその家族等に対する説明は、あらかじめ、変更後のサービスの内容及び利用者負担金等並びにその理由等を記載した文書を郵送する等の方法で行い、文書により同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の額の支払を受けた場合は、利用者に対し、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第26条 利用者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に留意のうえ、施設従業員の助言及び依頼等に沿って日常生活を営むとともに、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦に努める。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 面会時間 | 9時から20時までの間、原則として可 |
| (2) 外出・外泊 | 事前申出により原則可 |
| (3) 喫煙 | 原則として施設敷地内不可 |
| (4) 飲酒 | 原則として可 |
| (5) 日用品以外の所持品の持込み | 要相談(持込み品の大きさ等により制限有) |
| (6) 電化製品の持込み | 事前届出により可 |
| (7) 施設の設備、器具の使用 | 原則として可 |
| (8) ペットの持込み・飼養 | 不可 |
| (9) 宗教活動、政治活動及び物品販売 | 不可 |
| (10) 施設外における診察 | 事前届出により可 |
| (11) 金銭及び食べ物等の授受 | トラブル防止及び衛生上の観点から不可 |
| (12) 金銭の管理 | 預り金の管理を除き利用者責任による管理 |
| (13) 携帯電話の使用 | 原則として可 |
| (14) 写真及び動画の撮影 | 原則として不可 |
| (15) 前各号以外の留意事項 | |

2 居室の変更については、管理者が「入居者の身体機能低下等により居室の変更が必要」と認める事象が生じた場合、居室を移動していただく。

また、二人用居室の入居者がいずれか一方の退居により単身になった場合は、原則10日以内に居室移動をしていただくことがある。

※居室移動の際の原状回復に関しては第26条の3と同様とする。

- 3 円滑な退居のために、居室の汚損、破損もしくは滅失により原状回復を要する場合は、原則当法人の指定する業者に修理及びクリーニング等をお願いすることになります。また、その原状回復に要する費用については利用者が直接業者に支払っていただく。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(緊急時等の対応)

第28条 施設は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供に際し利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、利用者の家族等指定された連絡先に速やかに連絡するとともに、別に定めるところにより、主治の医師又は協力病院等に連絡する等必要な対応を取る。

(事故発生の予防及び発生時の対応)

第29条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
 - (4) 従業者を対象とする研修を年2回実施すること。
 - (5) 前4号に掲げる措置を実施するために担当者を配置すること。
- 2 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供に際し利用者が負傷する等事故が発生した場合は、速やかに必要な対応を取るとともに、利用者の家族等指定された連絡先及び市町村等に連絡する。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った対応等について記録する。
- 4 施設は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止)

第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (4) 従業者を対象とする研修を年2回開催すること。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置すること。

2 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供中に施設の従業者又は擁護者（利用者の家族等で当該利用者を現に養護する者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかにこれを市町村等へ通報する。

（非常災害対策）

第31条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供時に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の安全の確保を最優先に、迅速かつ適切な対応に努める。

2 施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて、別に定めるところにより、非常災害に関する具体的計画を策定のうえ、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に定期的に周知するとともに、利用者、従業者等を対象に定期的に避難その他必要な訓練等を実施する。その際、施設は、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、並びに当該業務継続計画に基づき次に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 施設(事業所)は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回(年1回)、定期的に実施する。
- (2) 施設(事業所)は、少なくとも年1回、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（従業者の資質の向上等）

第33条 施設は、別に定めるところにより、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 施設は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(揭示)

第34条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又はこれらを記載した書面を当該施設内に備え付け、かつ、自由に閲覧できるようにする。

(秘密の保持等)

第35条 施設の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(個人情報の取扱い)

第36条 施設は、個人情報の取扱いについて、関係法令及び厚生労働省が示した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、別に定めるところにより適切な取扱いを行う。

(情報の提供)

第37条 施設は、利用者又は利用申込者が自ら主体的に指定特定施設入居者生活介護を選択し、又は決定できるように、利用者等からの求めに応じ、必要な情報の提供に努める。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定めるところにより、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、その提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は保険者の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第39条 施設は、その事業の運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及

び協力を行う等地域との交流に努める。

(記録の作成・保管)

第40条 施設は、別に定めるところにより、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を作成する。

2 施設は、前項に掲げる記録のほか、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を作成し、その完結の日から5年間保管する。

- (1) 第15条第6項に規定する身体拘束等の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、行動制限の根拠等を記載した記録
- (2) 第16条の特定施設サービス計画
- (3) 第22条のサービス提供記録
- (4) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第29条に規定する事故の状況及び事故の発生に際して取った対応についての記録
- (6) 第38条に規定する苦情の内容等の記録

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 従前の運営規定（平成13年7月2日）は、これを廃止する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、令和6年10月1日より施行する。